

土地改良事業変更計画概要書

第1章 目的及び変更の理由

(19.3)

本計画区域(A=19.7ha)は、三次市南西部(三和町)の大力谷川沿いに広がる水田地帯に位置し、水稻を中心とし、酒米、飼料用稲(WCS)等を組み合わせた営農が展開されている。

大力谷川下流の大力谷区域は、ほ場整備事業で昭和30年代に面整備が行われているが、区画は20a未満で整形された狭小な農地であるため、農作業の省力化の障害となっている。上流の小力谷区域は、昭和初期の耕地整備により面整備が行われているが、区画は10a未満で整形された狭小で急峻な農地で、耕作放棄地も目立っており、現況区画が小さいこと、用・排水路の不備、狭小な道路が集積を進めるにあたって支障となっている。

区画整理を行うことで農地集積・集約化を進めるための条件を整備し、大型機械での農業の効率化を図る。

なお、この度の計画変更は、大力谷地区の受益地の変更等があったため行うものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

[単位:ha]

所在	広島県三次市三和町大力谷							
地積	田	畑	山林	原野	その他	5条7項	5条6項	計
	(21.3)				(0.5)		(2.2)	(24.0)
	21.4				0.5	0.3	2.4	24.6

2. 地域の現況

(1) 地形

本地区は、三次市三和町大力谷の標高316～402mの大力谷川沿いの農振農用地区域である。

(2) 土壌及び土性

土壌は、大力谷区域は灰褐色土壌(G-63)、小力谷区域は黄色褐色土壌(I-82)からなり、土性は、粘質土である。

(3) 気象

本地区の気候は、中国山地内陸型の気候で、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼である。年平均気温13.5℃、年間降水量1,539mmである。

(4) 水利状況

用水は、江の川水系大力谷川及び溪流から取水しており、排水は大力谷川への自然排水である。

(5) 営農状況

区分	農家 戸数 (戸)	内訳		一戸当たり		備考
		販売 (戸)	自給的 (戸)	田 (ha)	畑 (ha)	
三次市	2,262	745	1,517	1.5	0.1	
受益地	36	3	33	0.6		

(6) 地域環境の概況

三次市は、比較的大きな河川が合流する盆地をなし、その周囲は南に緩やかで、北に急峻な山間地域へと接続する地形を有している。特に河川を中心とした地形は、豊かな水辺空間となり、多様な動植物の生息・生育地となっている。このような自然条件において、農業生産活動や生活行動により二次的自然環境が維持・保全され、多様な野生生物との共生が農業や生活をとおして行われている。しかし近年身近な自然に多くの人たちが興味をもち、ハイキングなど自然探勝を目的とした入り込み客が増えつつある。このことによってゴミの問題や人による間接的な自然への影響が懸念されるとともに、盗掘などの被害が徐々に始めている。そのほか、生活水準の向上にともない土地の開発や生活公害などにより、動植物の生息・生育域の減少が懸念されている。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

地区名	工種	数量及び規模		備考
大力谷	用水路工	A=17.8 ha L=4.6 km	塩化ビニル管 φ 250~400mm KF200~500、DF800×600	農業用排水施設整備
	整地工	(19.3) A=19.7 ha		区画整理
	道路工	L=4.2 km	W=3.0~4.0m	
	用水路工	L=0.4 km	KF200	
	排水路工	L=2.6 km	KF200~500 DF600×600~1000×600	
	暗渠排水工	A=7.4 ha	吸水管 φ 60mm	
	土壌改良	A=5.4 ha		

2. 環境配慮にかかる計画

施工中は、河川等へ汚濁水を流出させないように、河川汚濁防止工の施工により、配慮を行う。
また、希少種指定されている動植物については、近隣する地区外への移動・移植等の検討している。

第4章 工事又は管理の要領

事業により創設される道路・水路は、三次市土地改良区が取得し、改良区の規定により管理する。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

事業により基盤の整備を行い、もって農用地の集団化を図るため、換地計画により公平適切な換地の配分、利害関係者の権利の帰属、公定のため換地計画を樹立する必要がある。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法による地籍調査に基づく登記が完了している土地にあつては、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とし、これ以外の土地にあつては、広島県の行う実測による地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 工区名	地帯別、グループ別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
大力谷	地目別集団化(水稻・普通畑)	母地集団化方式	概ね 2 団地	固定畦畔 移動畦畔

(3) 非農用地換地の方法

区分 工区名	種 類	非農用地区域の位置の概略	面積 m ²	換地の手法	その他
大力谷	宅地	概ね従前の位置	3,030	特定用途用地換地	
計			(-) 3,030		

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

事業による増価額を従前の土地の交付対象面積に比例して配分する。

3. 土地改良法第5条6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

[単位: m²]

換地区 工区名	区分	公 用 公 共 用 地					
		国有地	県有地	市有地	計	その他	合計
大力谷	道路			(17,289.78) 18,107.59	(17,289.78) 18,107.59		(17,289.78) 18,107.59
	水路			(1,927.00) 1,940.00	(1,927.00) 1,940.00		(1,927.00) 1,940.00
	その他	(-) 533.00		(2,618.00) 3,153.60	(2,618.00) 3,686.60		(2,618.00) 3,686.60
合計		(-) 533.00		(21,834.78) 23,201.19	(21,834.78) 23,734.19		(21,834.78) 23,734.19

第6章 費用の概算

¥964,950,000 (うち地方事務費

¥45,950,000 (を含む。))

第7章 効用

[単位:千円]

区分 効果項目	年総効果額	年増加所得額	備考
作物生産 効果	4,483	40,183	
営農経費節減 効果	54,577	54,577	
維持管理節減 効果	△ 516	△ 516	
その他 効果	3,448		(国産農産物安定供給効果)
計	61,992	94,244	

第8章 他の事業との関係

-

第9章 計画概要図

別紙のとおり